ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ ２０２４．７　　（令和６年） ７月号

田中・吉野会計ニュース

★ News　令和６年分『路線価』・３年連続で上昇

国税庁は７月１日、相続税や贈与税の算定基準となる令和６年分の「路線価」(1月1日時点)を公表しました。全国約315,000地点の標準宅地の平均は、前年比2.3%上昇し、3年連続の上昇となりました。コロナ禍から回復したインバウンド(訪日外国人)の活況は各地で大きく、都心のマンション価格高騰による首都圏近郊の住宅地や、上昇率１位の長野県白馬村など高級リゾート地、観光地も上昇。半導体関連産業が進出する熊本県菊陽町も全国２位の上昇率となりました。愛知県では、最高路線価の「名駅通り」の上昇率は小さくなりましたが、20地点のうち18地点で上昇しています。

■ 土地の評価額 ── 地価の指標には、路線価のほか、以下のようなものがあります。

	公表する官庁	目的・内容	評価の時点	公表時期
路 線 価	国 税 庁	相続税や贈与税の算定基準 (地価公示価格の80%程度)	毎年１月１日	７月上旬
地 価 公 示	国土交通省	全国約26,000地点で毎年評価 公共用地の価格、路線価の算定の規準。土地取引の指標となる。	毎年１月１日	３月
都道府県地価調査	都 道 府 県	土地取引の規準と地価の適正化を図り地価公示と情報を補い合う。	毎年７月１日	９月
固定資産税評価額	市 町 村 (東京23区は都)	固定資産税や不動産取得税、登録免許税の算出根拠 (地価公示価格の70%程度)	３年に１回更新 １月１日	3～4月

★ News　国税の『キャッシュレス納付』を推進 －国税庁

「納付書」を使わずに納付

社会全体のデジタル化が進み、キャッシュレス決済も普及する中で、国税庁は現金管理に伴う社会全体のコスト縮減と納税者の利便性の向上などのため、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる国税のキャッシュレス納付の利用拡大を図り、令和６年(2024年)５月以降に送付する分から、電子申告(e-Taxにより申告書を提出)している法人などに、「納付書」の事前の送付を取りやめることとしています。

■ 納付書が事前送付されなくなる対象…令和６年(2024年)５月以降に送付する分から

- ○ e-Taxにより申告書を提出(電子申告)している法人
- ○ e-Taxによる申告書の提出(電子申告)が義務化されている法人(資本金１億円超の大法人など)
- ○ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
- ○「納付書」を使用しないで、次の方法により納付している法人・個人
  - ・ダイレクト納付　・振替納税　・インターネットバンキング等による納付
  - ・クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付(QRコード)

※なお、源泉所得税の「納付書」や、消費税の中間申告に係る「納付書」は、引き続き送付される予定とのことですが、国税庁は金融機関と連携し、金融機関窓口で現金納付している納税者に対し、特に毎月納付など利用回数の多い源泉所得税について、キャッシュレス納付の利用勧奨を行うなど、利用拡大を進めています。

利便性や滞納の未然防止も考慮し、キャッシュレス納付の検討が必要となっていると思われます。

〒462-0844
名古屋市北区清水2-19-9　２Ｆ
税理士法人 田中・吉野会計
TEL 052-915-8902　FAX 052-911-8259

発行：　田中・吉野会計(路線価・国税キャッシュレス納付)